新型コロナウイルス関係 4.30④

令和２年４月30日

会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
公衆衛生担当理事　今井　一登

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の取扱いについて

新型コロナウイルス関係の情報をお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会ＨＰにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会常
長島

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の取扱いについて

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、同局監視指導・麻薬対策課、同局医薬品審査管理課の連名にて、各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されるとともに本会に対しても周知方依頼がありました。

先般、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の急増により、医薬品及び医薬部外品たる手指消毒用のエタノール（以下「手指消毒用エタノール」という）の需給が逼迫している状況を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改定）」（令和２年４月15日付（地46）（健Ⅱ39）（介21））をもって貴会宛てにお送り申し上げました。

本事務連絡は薬局において高濃度エタノール製品を取り扱う場合に、注意すべき事項について、周知を依頼するものです。

薬局から医療機関等に対して、高濃度エタノール製品を販売又は授与して差し支えないこと、及びその際、医療機関等の求めに応じ、薬局又は薬局から委託された作業場等において、販売した高濃度エタノール製品を適切に希釈及び他の容器への詰め替えを行って差し支えないこととされております。

なお、本事務連絡については、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応であり、今後の流行状況の変化等を踏まえ、取扱いが変更・廃止される際には、厚生労働省からその旨が連絡されます。